

## 【Q：割増賃金の支給】

**Q 割増賃金の算定の基礎になる賃金について教えてください。  
また、割増賃金の計算方法を教えてください。**

A

1 割増賃金の算定基礎

割増賃金の計算で、算定の基礎に入れるべき賃金とは、通常の労働時間又は労働日の賃金であり、基本給だけでなく諸手当も含まれます。

しかし、この賃金の中には、勤務と直接関係のない個人的な事情に基づいて支給されるものもあり、労働基準法第37条第4項及び同法施行規則第21条で、次に掲げる賃金は算定基礎賃金対象から除くことができると規定されています。

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 住宅手当
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

これは単なる例示ではなく、限定的に列挙したものであり、これに該当しない通常の労働時間の賃金は、全て割増賃金の算定基礎としなければなりません。

また、上記の手当についても、名称の如何にかかわらず一律に定額で支給される手当であれば、算定基礎に算入しなければならないとされていますので注意が必要です。

2 割増賃金の計算方法

- ①時間給の場合 時間給額×1.25（又は1.35）
- ②日給の場合 日給／1日の所定勤務時間数×1.25（又は1.35）
- ③月給の場合 基本給＋算定基礎対象の手当／月間の所定勤務時間数×1.25（又は1.35）

割増賃金の計算で端数が生じた場合の取扱は、安易な切り捨ては法違反となるため、事務の簡素化を目的として、次の方法が認められています。

「1ヵ月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。」（昭63.3.14基発第150号）